

パラスポーツ大会～競技記録会～(兼 第24回全国障害者スポーツ大会佐賀県代表選手選考会) 水泳競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずるものとする。ほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

(1) 招集

- ① 招集は、競技開始予定時刻の30分前から15分前までに終了する。
- ② 招集時刻に遅れた選手は棄権とみなす。
- ③ 競技時刻は進行の都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。
- ④ 前レースから次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。

(2) 誘導

- ① 競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。
- ② 選手は、競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により選手解散所にて解散する。
- ③ 選手紹介競技前の選手紹介の際は、選手は椅子から立って紹介を受けること。ただし、車いす使用者及び立つことが困難な選手は、着席した状態で片方の手を挙げる等により紹介を受けることができる。
- ④ 介助者等障がいにより介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができるように配慮しており、介助及び同伴は申込時に理由を添えた申請が必要である。申請対象となる障がい区分は下記のとおりとし、下記以外で同等の障がいを有し介助又は同伴を必要とする場合は申込時に理由を添えた申請が必要である。また、申込以降、介助者を要する事情が発生した場合は介助申請を行うことができる。ただし、初参加のため「不安がっている」「緊張している」等、障がいの種類や程度によらない理由での申請は認められない。

<競技規則上可能な介助>

スタート介助 (入退水介助含む)	・水中スタートの際、身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない選手 ・障がい区分 11、13、17、19、22
タッピング	・障がい区分 23 ※必ず介助が必要(50m種目では、スタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要) ・障がい区分 24

<競技規則以外で可能な介助>

入退水介助	・障がい区分 14、15、16
-------	-----------------

<競技規則以外で可能な同伴>

情緒不安定	・障がい区分 26 および同等の障がいが重複する選手(他の選手に迷惑をかける場合に限る)
種目の指示	・障がい区分 26 および同等の障がいが重複する選手(泳ぐ種目を理解できない場合に限る)

- ① 介助者、同伴者は競技エリア及び招集所においてのコーチング(声かけ含む)をしてはならない。ただし、障がい区分 26 および同等の障がいが重複する選手(泳ぐ種目を理解できない場合に限る)に対する同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。
- ② 介助者、同伴者は、競技エリア及び招集所において、カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用など、介助者、同伴者として許可されたこと以外をしてはならない。
- (5) 浮具の使用障がい区分 22 の浮具の使用が必要な選手は、参加申し込み時に申請があり、かつ、審判長が認めた場合に限り使用することができる(両腕、首及び腰)。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。
- (6) 計時
 - ① 計時は、自動審判計時装置及び半自動審判計時装置を使用する。

② 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は半自動審判計時装置により計測した記録とする。

(7) 出発

① 出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

② 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横からの飛込み、または水中スタートを選択できる。水中スタートを行う場合は、少なくとも片手でスタートティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならないが、身体的理由により壁をつかめない場合は水面上の身体の一部がプールの壁についていなければならない。身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってよい。ただし、スタートの際に選手を支えている者は選手に勢いを与えてはならず、その場合はフォルスマルクとなる。身体的な理由により両方の手でスタートティンググリップをつかめない競技者は、少なくとも片手でスタートティンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側を向いた状態からスタートしなければならないが、壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていなければならない。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。なお、排水溝に足をかけたり、排水溝の縁に足の指をかけたりしてはならず(プールの縁、タッチ板の上端についても同様)、バックストロークレッジを使用する場合はつま先はタッチ板に接していないなければならないが、身体的理由によりつま先を接することができない場合はこの限りではない。状況によっては、飛び込みや水中からのスタートは、スタート台に上ることや構えについて、競技役員や許可された者が補助してもよい。

③ スタートは次のとおり行う。

飛び込みによるスタート	審判長の長いホイッスルでスタート位置につき、出発合団員の号令によって選手は速やかにスタートの姿勢を取る。
背泳ぎのスタート	審判長の1回目の長いホイッスルによって選手は速やかにプールに入り、2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
背泳ぎ以外の水中スタート	全ての選手が水中スタートを選択することができ、審判長の短く断続的なホイッスルによって選手は速やかにプールに入る。審判長の長いホイッスルで故意に遅らせることなくスタートティングバーをつかむなどスタートの位置につく。

④ すべての選手が静止したら、出発合団員はスタートの合図をする。

出発合団前にスタートした選手は失格となるので注意すること。

⑤ 聴覚障がい者のスタートでは、出発合団員は全選手から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。聴覚障がい者への信号装置が無い場合などは、手話通訳は一切合図せず、審判長のホイッスルで選手にスタート台に上がるようジェスチャーをし、肘を伸ばしながら「Take your marks(意味:用意)」の合図をする。

⑥ 視覚と聴覚の障がいが重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発合団員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならず、その場合は、フォルスマルクとなる。

(8) 競技

① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。

② 競技者はスタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。ただし、独泳であったり、全く他の選手の妨害にならない場合には、ターンの時など一時的なものに限って救済することがある。

③ 自由形種目に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。

④ 救護を要する選手について、特に申し出があり審判長が認めた場合のみ、競技役員は選手に有利となる動作をしない限り、同じレーンに入水してもよい。

⑤ 肢体不自由者は、規定を適用できない場合もあり、規定を緩和せざるを得ないことがあるが、選手は規定にそう努力が必要である。

- ⑥ 障がい区分 23 の選手は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。ゴーグルは招集所において競技役員が光の漏れがないか確認し、確認後はそのゴーグルをプールへ入場するまでに装着すること。ゴーグルを外すことができるのは、審判又は競技役員が認めた時だけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならないため、注意すること。

3 競技開始時間(予定) 10:00 受付開始 11:15 競技開始
※各自、出場種目の招集時間を厳守すること

4 その他

- (1) 貸出用車いす競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合において、主催者に対して参加申し込み時に申請すること。
なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。
- (2) 種目順別表の種目順により競技を行う。参加申し込み時に参考にすること。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

(別表)種目順

1	50m自由形	6	25m平泳ぎ
2	50m平泳ぎ	7	25m背泳ぎ
3	50m背泳ぎ	8	25mバタフライ
4	50mバタフライ	9	—
5	25m自由形	10	—

(3) 撮影

- ① 介助者又は同伴者による競技エリアでの撮影は禁止する。
② フラッシュ撮影は禁止する。

(4) 更衣・服装

- ① 世界水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により世界水泳連盟の公認した水着の着用が不可能の場合は競技会開始までに審判長に申し出て許可を得ること。
水着の重ね着は禁止し、着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ(ソーター)女性用インナーパットは認める。また、身体的な理由からラッシュガードを着用する場合は競技開始までに審判長に申し出て許可を得ること。
水着、身体へのテープィングは基本的に禁止、ただし身体へのテapingについては医学的な理由によっては認める場合があるので、必要な場合は競技開始までに審判長に申し出て許可を得ること。
- ② 更衣は、更衣室を利用すること。
- ③ 更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩き回らないこと。
- (5) ウォームアップについては、主催者において別途定める。
- (6) プールの水深は200cmとし、入退水専用レーンには両隅に低床フロアを設置する。
- (7) 水温は28°C~30°Cとする。
- (8) 競技エリアへは、競技者の他、主催者や競技役員や大会役員等の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (9) 貴重品については、各自責任をもって管理すること。
- (10) 土足厳禁の区域制限を守ること。
- (11) 競技エリアでは水分補給のみ認める。
- (12) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (13) 参加申し込みを行う者は、希望種目の距離を完泳できる者とする。